

令和4年度

下野市保育園・認定こども園入園案内

保育(2・3号)認定用



令和3年8月24日現在

下野市役所 健康福祉部 こども福祉課 保育支援グループ

〒329-0492 下野市笹原26番地 (下野市役所1F 11番窓口) TEL 0285-32-8903 FAX 0285-32-8603

1. 教育・保育施設等について

幼稚園とは

満3歳から小学校就学前までのお子さまが、さまざまな遊びを通した教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる施設です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)など実施します。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設で、学校教育・保育を一緒に受けることができます。認定こども園には、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があります。

保育園とは

保護者の就労状況などに応じて保育が必要なお子さまの保育を行う児童福祉施設です。 〇歳から小学校就学前までのお子さまに、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な 教育を実施します。1日11時間の開所時間のほかに、延長保育や子育て相談、一時預か りなど様々なニーズに応じた保育を実施します。

2. 認定区分について

●保育の希望の有無について

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さまで、保育を必要とせず、教育のみ	幼稚園
	を希望する方	認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さまで、保護者の就労等の「保育の必	保育園
	要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	認定こども園
	 	保育園
3号認定	満3歳未満のお子さまで、保護者の就労等の「保育の必	認定こども園
	要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	地域型保育施設(※1)

※1 少人数を対象として、0~2歳の児童を預かる施設で市の認可を受けたもの。



3. 2号認定及び3号認定基準

児童の保護者がそれぞれ、次の保育の必要な事由のいずれかに該当すると認められる場合 に支給認定の対象となります。

1. 就労: 1か月64時間以上の労働を常態とする

2. 妊娠・出産: 児童の保護者が出産前後の為、保育が出来ない場合 ※産前産後の期間【産前8週が属する月の初日から産後8週の属する月の翌月末まで】

3. 疾病•障害

4. 介護等:同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)の常時介護または看護

5. 求職活動: 継続的な求職活動の実施

6. 就学: 高等学校、大学に在学中(職業訓練校を含む)

7. 虐待 · DV

8. 災害復旧

9. その他前各号に類する状態にあると市が認めた場合

●保育の必要量について

区分	就労時間	備考	
保育短時間	1か日の1時間以上1つ0時間大学	求職活動中や育児休業の場合	
(1日8時間)	1か月64時間以上120時間未満 	は短時間認定となります。	
保育標準時間	1か日1つの味噌いと	妊娠・出産時は標準時間認定	
(1日11時間)	1か月120時間以上 	となります。	

※就労時間が1か月64時間を満たない場合は、保育認定を受けることはできません。 保育認定での申し込みはできませんので、教育認定での申し込みをご検討ください。

※就労時間が1か月120時間未満の場合でも、通勤に時間がかかる、就業時間が送迎時間 に間に合わない等の理由で、保育標準時間への認定変更が可能ですのでご相談ください。



4. 入園までのながれ

新規で入園を希望される場合は、事前に見学を行い、保育内容などを確認の上お申し 込みください。

- ・施設の見学については事前に予約が必要です。
- •見学は随時受け付けておりますが、園行事等の都合でお断りさせていただく日もあります ので、見学前に必ず各施設にご連絡をお願いします。

※市外保育園・認定こども園を希望する方は、希望施設所在地市町村と協議が必要となりますので、申込期限をご確認の上お早めにお申し込みください。

入園申込書提出 (こども福祉課へ提出)



◆令和4年4月入園希望者の受付期間令和3年10月1日(金)~令和3年10月29日(金)

●令和4年5月1日以降入園希望者の受付期間 入園希望月の6か月前から入園希望月の前々月末日まで (例:6月入園希望 → 4月28日まで)

支給認定及び 入園審査



入園内定(承諾)

保留通知発送



要件の高い方から入園者を決定していきます。

市にて教育・保育施設を利用するための支給認定を行います。

その後、保育の利用を必要とする理由を総合的に判断し、入園

●令和4年4月入園希望者令和4年1月下旬に郵送で通知を送付いたします。

●令和4年5月以降入園希望者 入園希望月の前月中旬以降に直接ご連絡いたします。

オリエンテーション



入園

●入園内定後に各園でオリエンテーションを行います。 4月入園内定(承諾)の場合、園からオリエンテーションの案 内があります。途中入園の場合、各園に直接ご連絡していただ き、日程調整のうえ、実施します。

◎4月入園の最終締切は、令和3年12月28日(火)までとなります。

(11月1日以降も申し込みは受け付けますが、10月中に申し込みをされた方が優先となります。)

5. 保育園等入園申し込み方法

下記の書類にご記入の上、受付期間内にご提出ください。

- ① 支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書(令和4年度用)
- ② 児童の心身の状況・家庭の状況調査
- ③ 家庭での保育ができないことを証明する書類

※兄弟等で申し込みの場合、①②は児童一人につき 1 部ずつ、③は各家庭で 1 部 (父・母)をご提出ください。

	入園申込みに必要な書類
就労(会社員等)	勤務証明書
就労(自営業)	自営業就労申立書
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日が記載されたページのコピー)
疾病•障害	診断書または障害者手帳の写し、保育園入園に関する申立書
介護等	介護保険被保険者証の写し、保育園入園に関する申立書
求職活動	保育園入園に関する申立書、具体的な求職活動の内容を証明する書類(ハローワークカードの写し等)
就学	在学証明書、カリキュラム(授業時間が記載されているもの)の写し等
虐待 • DV	保育園入園に関する申立書
育児休業	※新規での入園はできません。
災害復旧	罹災証明
転入予定者	住宅契約書等の転入先住所が分かる書類



6. 保育料について: 今和4年度(2号認定・3号認定)

【保育料算定に際する考え方】

- 1.基本的には、父と母の税額(市町村民税所得割額)を合算し算定 ※市町村民所得割税額は、住宅ローン控除などの税額控除を適用する前の金額となります。
- 2.父母の収入で世帯の生計が賄えないと判断した場合は、同居親族のいずれか税額の高い 方の額を父母の税額に合算し算定
- 3.祖父母等、父母以外が児童を税法上の扶養に入れている場合は、児童の扶養義務者とみなし、父母の税額に合算し算定

令和4年度 下野市教育・保育施設 保育認定(2・3号認定)利用者負担月額表					
各月衫	-	、園児童の属する)階層区分		利用者負担額基準 (年齢の基準日:令和	
階層区分		Ġ¥	0~2	2歳児	3~5歳児
陪居区力		定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 • 保育短時間
第1階層	生活保護世帯		O円	OP	
第2階層	市町村民税非課税世帯		O円	O円	
第3階層	市	48,600円 未満	15,000円	14,600円	
第4階層	町村	48,600円 以上 97,000円 未満	22,000円	21,600円	O円
第5階層	民税所	97,000円 以上 169,000円 未満	33,000円	32,400円	
第6階層	得割	169,000円 以上 301,000円 未満	42,000円	41,200円	
第7階層	課税額	301,000円 以上 397,000円 未満	50,000円	49,000円	
第8階層	胡	397,000円以上	52,000円	51,000円	

第2階層から第8階層までの世帯で、以下に該当する場合は保育料が減免となります。

兄姉が保育園・幼稚園・認定こども園に入園している場合、もしくはその他の施設(※1) に通所している場合

※1 特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、児童デイサービス利用又は地域型保育施設入所

ア	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童のうち、上から1人目	徴収金(保育料)基準額表に定める額
1	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童、及びその他の施設(※1)に通所している児童のうち、上から2人目	徴収金(保育料)基準額表に定める額 ×O.5
ウ	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童、及びその他の施設(※1)に通所している児童のうち、上から3人目以降	無料

令和4年度 保育料軽減措置等について

利用者負担額(保育料)について、次のとおり軽減制度があります。 なお、軽減制度については法改正等で変更となる可能性がありますのでご了承 ください。

① 多子世帯における国の軽減措置・県の補助事業の拡充 国の軽減措置・県の補助事業により、第2子、第3子の算定(※)の年齢制限を 撤廃します。

階層区分	区分の内容		区分の内容		第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯		利用者負担額	≢に トい○田		
第2階層		市町村民税非課税世帯	利用百 英担缺	衣によりし口		
第3階層	市	0 円以上 48,600 円未満	(国の軽減措置)	(国の軽減措置)		
第4階層		48,600 円以上 57,700 円未満	基準額表に定める利用者 負担額(保育料)×0.5	基準額表に定める利用者負担額(保育料)を免除		
为牛咱信		57,700 円以上 97,000 円未満		(県の補助事業) 基準額表に定める利用者		
第5階層 ~ 第8階層		97,000 円以上		負担額(保育料)を免除 (※)		

※生計を同一にする子どもであれば、小学1年生以上の兄姉も人数算定の対象となります。

②所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等における利用者負担額(保育料)の減免

階層区分	区分の内容		第1子	第2子
第1階層		生活保護世帯	- 利用者負担額表により〇円	
第2階層		市町村民税非課税世帯	机用有关组织	衣によりし口
第3階層		0 円以上		
おり哈信	市	48,600 円未満	(国の軽減措置)	(国の軽減措置)
	町村	48,600 円以上	3歳児未満:7,000円	O円
第4階層	村民税所得割課税額	77,101 円未満		
为牛帕眉		77,101 円以上		
	割	97,000 円未満		
第5階層	税額	97,000 円以上	減免なし	減免なし
第8階層		01,000 TJML		

7. 副食費について

・給食費(主食費+副食費)については、保護者負担となります。 ただし、以下に該当する場合は副食費が免除になります。

階層区分		区分の内容	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯						
第2階層	市町村民税非課税世帯				, <u> </u>		
第3階層	市町	0円以上 48,600円未満		食費 免	乐		
第4階層	村 民	48,600円以上 57,700円未満					
54 66	税所得	所	170	57,700円以上 97,000円未満			
第5階層 ~ 第8階層	割課税額	97,000円以上	保護者負担(於	徳設へ支払い)			

8. 入園等に際しての注意事項

申し込みについて

- ・申し込みは、下野市に住民票がある方のみ対象です。他市町村にお住まいの方は、住所地のある市町村でお申し込みください。
- 下野市に住民票があり、下野市外の保育園等にご希望の方は、こども福祉課までご相談く ださい
- 新規入園については、育児休業中は入園基準に該当しません。育児休業終了日の15日前の属する月から入園基準該当となりますのでご相談ください。
- (例:7月15日職場復帰の場合→15日前は、6月30日となるため6月入園の申し込みが可能です。)
- 入園内定後の辞退は、できる限りご遠慮ください。辞退された場合、辞退の理由によって は次回の入園申し込みをしていただいた際、不利になる可能性があります。

入園について

- 入園日は各月1日となります。
- 入園後1~2週間程度は、保育園等の生活に慣れるまで、午前中のみ等の短い時間からお 預かりし、段階的に通常保育時間にしていきます。(慣らし保育)
- ・求職活動中の要件で入園した場合、入園後3ヶ月以内に就労開始の申し立てがない場合、 退園となります。
- ・申込書の内容に虚偽があった場合、また内定(承諾)後、入園の要件を満たさなくなった 場合は内定(承諾)を取り消す場合があります。

9. 入園審査について

入園審査とは、2号認定・3号認定を受けたお子さまの入園にあたり、利用申し込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする状況の確認書類(勤務証明書等)」や世帯状況に基づき、保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高いお子さまから、各保育所等の受入可能数の範囲内で入園者を調整していく「入所選考」のことです。

入園審査の方法は、保護者の就労状況やお子さまの状況などを「下野市保育園等入所選考 基準」に基づき点数化し、合計点数が高いお子さまから入園者を決定していきます。

また、入所選考基準点数の合計が同じ場合は、児童及び世帯の生活・保育の状況を総合的 に判断し、緊急度の高い順に入園者を決定します。

下野市保育園等入所選考基準表

1. 基本点数表

(1) 就労の事由

労働形態	月の勤務日数	1日の勤務時間	点数
		7時間以上 (月換算140時間以上)	20
	月20日以上	6時間以上 (月換算120時間以上)	18
	月20日以上	5時間以上 (月換算100時間以上)	16
		4時間以上 (月換算 80時間以上)	14
居宅外労働		7時間以上 (月換算112時間以上)	17
后七外万割 	B46DN L	6時間以上 (月換算 96時間以上)	15
	月16日以上	5時間以上 (月換算 80時間以上)	13
		4時間以上 (月換算 64時間以上)	11
	R40DN F	7時間以上 (月換算 84時間以上)	14
	月12日以上	6時間以上 (月換算 72時間以上)	12
	ПООДІЛІ	7時間以上 (月換算140時間以上)	19
		6時間以上 (月換算120時間以上)	17
	月20日以上	5時間以上 (月換算100時間以上)	15
		4時間以上 (月換算 80時間以上)	13
足它中兴趣		7時間以上 (月換算112時間以上)	16
居宅内労働	月16日以上	6時間以上 (月換算 96時間以上)	14
	月10日以上	5時間以上 (月換算 80時間以上)	12
		4時間以上 (月換算 64時間以上)	10
	B120N F	7時間以上 (月換算 84時間以上)	13
	月12日以上	6時間以上 (月換算 72時間以上)	11
上記以外の就業時間で月換算64時間以上72時間未満の場合			
内職に従事している場合			

◎なお、変則勤務による就労は、勤務証明に記載されている月換算合計の就業時間を基に上記表に照らし合わせて判定を行う

(2) 就労以外の事由

理由		内容•条件	点数
111	産前産後	切迫流産・多胎等妊娠などの出産に障害の恐れが ある場合	19
出産	2か月のもの	上記以外のもの	17
	入院(おおむね1か月以上	=)	20
		疾病のため常時臥床	20
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 		重篤な疾病により常時安静を要する	19
疾病	居宅療養	精神疾患などにより常時安静を要する	16
		医師がおおむね1か月以上加療を要すると診断したもの	15
		上記以外のもの	13
		1・2級程度	20
	身体障害者手帳を有する もの	3級程度	16
		4級以下	10
/辛·宇	精神障害者保健福祉手帳 を有するもの	1・2級程度	20
障害		3級程度	18
		4級以下	10
	療育手帳を有するもの	A1・A2・B1程度	20
	源月子帳を有するもの	B2程度	18
	居宅外介護	入院付添い	*
	店七外月霞	同居以外の親族の介護に常時あたるもの	10
親族の介護		要介護4・5	18
未兄別失○フノー高妄	居宅内介護	要介護3	17
		上記以外の介護	16
	入園児童以外の心身障害児	見童の介護、通園、通院、通学等の付き添い	17
災害	災害により被災した居宅	等の復旧にあたる場合	20
就学等	通学が伴う就学等のために	こ保育にあたれない場合	*
	就職活動中	ハローワークの書類添付、面接等を受けている	8
求職	75444/白垩/1十	インターネット等を利用し、就職活動を行っている	4
	就職活動予定	入園後に活動を始める場合	1
特例	虐待、DV		
その他	育休期間で既に施設を利用している場合		

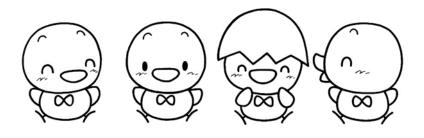
※居宅内労働時間に準ずる

2. 調整点数表

大況	内容・条件	点数
秋ガ	20台・米件	が変われ
	認可外保育施設に入園中(一時預かりの継続的な利用を含む)	2
旧音の比に	事業所内保育施設で保育中	1
児童の状況	産休・育休明けの入園を希望	1
	育児休暇取得のため一度退園し、育児休暇明けに入園を希望	5
	兄弟姉妹が在園中	3
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹で同時入園申込	1
	ひとり親世帯である場合(行方不明、拘禁を含む)	20
世帯の特殊事情	両親行方不明、両親拘禁	20
世帯の持然事情	単身赴任	2
	生活保護世帯	2
	待機期間が3カ月以上	1
	待機期間が6カ月以上	3
7 A/H	市内特定教育・保育施設に従事する保育士	4
その他	特別な配慮が必要と認められる世帯、要支援家庭(保健師等との関わりあり) である場合	1~5
	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯である場合	30
	保育料の滞納が3ケ月以上あり(卒園児・退園児含む)、納付相談がない、または相談があっても納付誓約を履行しない	-20

10. 下野市の保育園・認定こども園一覧表

			公立保育園					
İ	施設を	<u>,</u>	グリム保育園	しば保育園	吉田保育園			
1:	民営化 定時		_	_	令和5年4月			
F	听在 地	<u> </u>	下長田69	駅東6-10-3	本吉田783-1			
	電話		52-1127	44-2788	48-5054			
	FAX		52-1128	44-6544	48-5054			
	J用定 3.4時		150名	70名	50名			
認	定区	分	2・3号	2・3号	2・3号			
እ	園年	龄	生後2か月~	生後2か月~	生後5か月~			
	平日			票準時間 7:00~18 豆時間 8:30~16				
通常保育	問	土曜	保育短	票準時間 7:00〜17 豆時間 8:30〜16 園・吉田保育園は、しば保育園	: 30			
P	保育	5料	年齢・市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは5~6ページ保育料をご覧ください)					
	時	甲日	保育標 保育短	準時間 18:00~19 時間 16:30~19				
延長	間	土曜	保育短	時間 16:30~17	7:00			
保育	利月	割料	保育短時間	300円/日 (上限 200円/日 (上限 : 00以降は保育標準時間の延野	艮1,500円)			
	時	間	8:30~17:00	_	_			
一時預かり	利戶	目料	• O歲児 500円/時、3,000円/日 • 1、2歲児 400円/時、2,400円/日 • 3歲児以上 300円/時、1,800円/日 ※食事代別途	_	_			



			私立保育園							
	去人名 	3 	社会福祉法人内木会	社会福祉法人薬師寺会	社会福祉法人内木会					
1	施設を	3	あおば保育園	わかくさ保育園	わかば保育園					
所在地		<u>b</u>	薬師寺1584-6	薬師寺3151-2	下古山3025-1					
電話			48-5530	58-7438	39-6305					
FAX			48-5539	58-7438	39-6306					
	利用定員 (R3.4時点)		70名	75名	100名					
認定区分		分	3号	2・3号	2・3号					
λ	、園年	齢	生後2か月~2歳児	生後2か月~	生後2か月~					
通	時間	甲	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:00~16:00	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:00~16:00	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:00~16:00					
常保育		土曜	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:00~16:00	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:00~16:00	あおば保育園にて 合同保育					
	保育料		年齢・市町村民税所得割課税額により決定							
			(詳しくは5~6ページ保育料をご覧ください) 保育標準時間 保育標準時間 保育標準時間							
	時間	日	18:00~20:00 保育短時間 7:00~8:00 16:00~20:00	18:00~20:00 保育短時間 7:00~8:00 16:00~20:00	18:00~20:00 保育短時間 7:00~8:00 16:00~20:00					
延		土曜	保育短時間 7:00~8:00 16:00~18:00	保育短時間 7:00~8:00 16:00~18:00	保育短時間 7:00~8:00 16:00~18:00					
長保育			400円/時 (上限8,000円/月)	300円/時 (上限6,000円/月)	400円/時 0~2歳児 (上限8,000円/月) 3歳以上児 (上限8,000円/月)					
— 時	時間		8:30~17:00	_	8:30~17:00					
預かり	利用料		• O歳児 : 500円/時 • 1歳児以上: 300円/時 ※食事代別途	_	• O歳児 : 500円/時 • 1歳児以上: 300円/時 ※食事代別途					
備考			体調不良児保育	体調不良児保育	病後児保育 体調不良児保育					

			私立傳	小規模保育事業所		
法人名			社会福祉法人内木会	社会福祉法人内木会	一般社団法人にこにこ保育園	
ħ	施設名		薬師寺保育園(※)	こがねい保育園	にこにこ保育園 	
所在地		<u>ታ</u>	薬師寺2362-5 小金井1249-1		上大領313-40	
	電話		48-0063	44-3377	37-6942	
FAX			38-8030	44-4410	37-6942	
利用定員 (R3.4時点)			50名	90名	1 0名	
認定区分		分	2・3号	2・3号	3号	
入園年齢		ተ	生後5か月~	生後2か月~2歳児		
通	時	甲日	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:00~16:00	
常保育	間	土曜	あおば保育園	_		
	保育料		年齢・市町村民税所得 (詳しくは5~6ページ	年齢・市町村民税所得割課税額 により決定		
	時間	平日	保育標準時間 18:00~19:00 保育短時間 16:30~19:00	保育標準時間 18:00~19:00 保育短時間 16:30~19:00	保育標準時間 18:00~19:00 保育短時間 7:00~8:00 16:00~19:00	
紅	P	土曜	保育短時間 7:00~8:00 16:00~18:00	保育短時間 7:00~8:00 16:00~18:00	_	
延長保育			 保育標準時間 300円/回 (上限3,000円) 保育短時間 200円/回 (上限1,500円) ※18:00以降は、保育標準時間の延長保育料が加算 されます。 	 保育標準時間 300円/回 (上限3,000円) 保育短時間 200円/回 (上限1,500円) ※18:00以降は、保育標準時間の延長保育料が加算されます。 	保育標準時間 • 18:00~19:00 500円/時 • 19:00~ 500円/15分 保育短時間 • 7:00~8:00 500円/時 • 17:00~19:00 500円/時 • 19:00~	
— 時	時間		8:30~17:00 —		9:00~17:00	
預かり			1・2歳児:2,500円/日 3歳児以上:2,000円/日 ※食事代別途	_	• 0歳児 850円/時 • 1歳児 830円/時 • 2歳児 800円/時	
備考			体調不良児保育	一時預かりの延長保育 土曜保育なし		

※令和4年4月から認定こども園へ移行予定

住所:緑二丁目 3292 番地 1 (仮)、利用定員(予定):110 名以内(1~3号)

			幼保連携型認定こども園								
	***********	************	勿休足拐上⊪たここの 因								
法人名			学校法人むつみ学園			学校法人愛泉学園		学校法人内木学園			
施設名			むつみこども園			第二愛泉幼稚園		第二薬師寺幼稚園			
Ţ	听在 地	b	柴769-17			柴1403			祇園4-6-3		
電話			44-0405			44-2838			44-9988		
	FAX		44-0462			44-2840			44-9977		
	用定 3.4時		60名	89名	81名	90名	86名	64名	105名	97名	73名
認	定区	分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
λ	入園年齢		満3	歳~ 生後2か月 ~2歳児		満3	生後2か月 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一				生後2か月 〜2歳児
泽	時間	平 日 	8:00~ 14:30	保育標準時間 7:00~18:00		9:00~ 14:00	保育標準時間 7:00~18:00		9:00~ 14:00	保育標準時間 7:00~18:00	
通常保育		土曜	8:00~ 18:00 ※事前申込 ※別料金		豆時間 ·16:00	_		亞時間 ~16∶00	_		亞時間 ~16∶00
	保証		年齢・市町村民税所得割課税額により決定								
				(、詳しくは	5~6ページ保育料をご覧ください) _{平日 平日 保育標準時間}					
	時間	平	7:00~ 8:00	保育標準時間		14:00~ 18:00	保育標準時間 18:00~20:00		14:30~ 20:00 18:00~20:00		
		ė	14:30~ 20:00	18:00	~20:00	長期休業中 8:00~ 18:00		豆時間 ~20:00	長期休業中 7:00~ 20:00	7:00	豆時間 ~8:00 ~20:00
延		土曜	18:00~ 20:00	16:00~20:00		_	保育短時間 16:00~18:00		_	保育短時間 7:00~8:00 16:00~18:00	
長保育	利用料		●1号認定 14:30~1 長期休業中	6,	400円/日 000円/月 600円/日					3/月) 3/時	
			●2・3号認定 ・保育標準時間 18:00~19:00 250円/30分 19:00~20:00 350円/30分 (8,000円/月) ・保育短時間 基本料金200円+100円/時			●2・3号認	日 見 1.100円 定 時間・保育短		●2号認定 基本料200円+100円/時 ・保育標準 5,000円/月 ・保育短 6,000円/月 ●3号認定 400円/時 8,000円/月		
	時間		平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00			8:30~17:00		平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00			
時預かり	利用料		O歳児 : 500円/時 1歳児以上: 400円/時 ※食事代別途			O歳児 :500円/時 1歳児 :400円/時 2歳児 :400円/時 3歳児以上: 要相談 ※食事代別途		O歳児 :500円/時 1歳児以上:300円/時 ※食事代別途			
	備考		 学童保育・病後児保育			学童保育		学童保育・体調不良児保育			

幼保連携型認定こども園										
	学校法	人内木学	東	学校法人伊沢学園			学校法人愛泉学園			
	薬師	寺幼稚園		野ばら幼稚園			愛泉幼稚園			
	本園		分園(※)							
薬師	寺1584	-2	下古山3-12-28(仮)	中大領386-1			小金井4-12-8			
48	8-013	32	未定	53	3-550	8	44-7783			
48	8-142	23	未定	53-5562			44-7784			
180名	200名	130名	30名	135名	105名	65名	90名	95名	57名	
1号	2号	3号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
満3	歳~	生後2か月 ~2歳児	生後2か月 〜2歳児	満3	 歳~	生後2か月 ~2歳児	満3	歳~	生後2か月 ~2歳児	
9:00~ 14:00		保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:00~16:00			7:00~	豆時間	9:00~ 14:00 保育標準時7:00~18 保育短時8:00~16		18:00	
				※満3歳児 を除く 民税所得割課税額により決定 ページ保育料をご覧ください)						
平日 14:30~ 20:00 長期休業中 7:00~ 20:00		保育標準時間 18:00~20:00 保育短時間 7:00~8:00 16:00~20:00		14:00~ 18:00	保育標準時間 18:00~19:00 保育短時間 7:00~8:00 16:00~19:00		7:00~ 8:00 14:00~ 16:00 長期休業中 8:00~ 16:00	保育標準時間 18:00~19:00 保育短時間 7:00~8:00 16:00~19:00		
_	保育短時間 16:00~18:00			8:00~ 16:30		豆時間 ~8:00 ~18:00	保育短時間 - 7:00~8:00 16:00~18:00		~8:00	
※満3歳 ●2号認定 基本料2 •保育	200円+100 票準:5,000 豆 :6,000)円/時(28,)円/時 円/月		●1号認定 ・平日 17:00まで 500円/回 ※満3歳児 600円/回 18:00まで 600円/回 ※満3歳児 700円/回 ・土曜日 8:00~16:30 1,000円/日 ※満3歳児除く ※長期休業中は要問合せ ※食事代別途 ●2・3号認定 400円/時			●2・3号認定 ・保育標準時間 18:00~19:00 300円/30分(月の上限なし) ・保育短時間 18:00まで 150円/30分 18:00~19:00 300円/30分(月の上限なし)			
	8:00)~17 : O)	8:	8:30~17:00			8:30~17:00		
※月極 ※別道	:450円/ 原児延長保育 総給食費 3つ廃棄料			O歳児 :500円/時 1歳児以上:400円/時 ※食事代別途			O歳児 :500円/時 1歳児 :500円/時 2歳児 :400円/時 3歳児以上:要相談 ※食事代別途 ※平日のみ			
病後児保育・体調不良児保育 休日保育・学童保育					_		病児保育	• 体調不	 良児保育	

11. 公立保育園民営化のお知らせ

下野市では平成 28 年度に策定した公立保育園民営化実施計画に基づき公立保育園の民営化を進めております。保育園入園申し込みをする際には下記の内容を参考にご検討ください。

【民営化についてQ&A】

- Q1 公立保育園の民営化とは何ですか?
 - A. 保育園の管理・運営を下野市から民間の法人に移管するものです。
- Q2 なぜ民営化を行うのですか?
 - A. 民営化を行う目的の一つは民間活力を導入し、多様な保育ニーズに柔軟に対応するためです。もう一つの目的は保育園の運営や将来必要となる園舎の大規模修繕や建替えに掛かる市の財政負担を軽減するためです。
- Q3 民営化を行う保育園はどこですか?またいつから民営化となりますか?
 - A. こがねい保育園が令和4年4月、吉田保育園が令和5年4月から民営化となります。(平成31年4月に薬師寺保育園を民営化しました。)
- Q4 民営化の時に在園している児童は転園することになりますか?
 - A. 在園している児童はそのまま継続入園が可能です。 他の施設へ転園を希望する場合には、受入先の施設の定員状況等も関係しま すので、転園希望で申込書をご提出していただき、こども福祉課と施設で調 整(入園審査)をさせていただきます。

Q5 民営化で保育園は何が変わりますか?

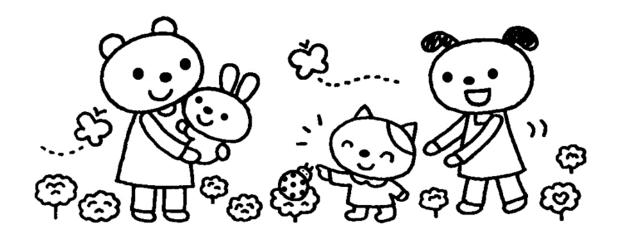
A. 保育士は、公立保育園勤務の保育士から民間の法人勤務の保育士に交代しますが、保育園の施設はそのまま民間の法人にお渡ししますので、民営化の時点では施設に変更はありません。

Q6 民営化で保育料は変わりますか?

- A. 保護者の収入と児童の年齢により決定されるため保育料は変わりません。ただし民間の法人が行う新しい保育サービスに対する料金が発生する場合があります。
- Q7 民営化計画について詳しく知りたいのですがどうすれば良いですか?
 - A. 計画は市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

(ホームページアクセス方法)

トップページの右上にある検索バーに「公立保育園民営化」と入力して検索をすると、「下野市公立保育園民営化実施計画を策定しました」と検索の候補が出てきますので、こちらをクリックしてください。公立保育園民営化実施計画を掲載しております。



12. 子育て支援事業について

★延長保育(保育園等に入園している児童が対象です)

就労時間等の都合によりお迎えが遅くなってしまう方のために、通常保育時間終了後も保育を行います。各保育園や認定こども園で料金・時間等が異なりますので、入園を希望する保育園等に直接お問い合わせください。

★土曜保育(保育園等に入園している児童が対象です)

就労等の都合により家庭での保育が出来ない方のために、土曜日の保育を行います。

別途申込書および勤務証明書の提出が必要な場合もありますので、入園を希望する保育園等 に直接お問い合わせください。

★一時預かり保育(※生後満3か月~就学前の児童が対象です)

就労や通院、その他私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難な方のために、一時預かり保育を行います。(保育時間 平日8:30~17:00)

※各保育園等で対象年齢や料金等が異なりますので、直接保育園等へお問い合わせください。

★病後児保育(病気やけがの回復期にある乳幼児から小学生以下の児童が対象です)

就労などの都合により家庭での保育が出来ない方のために、児童の預かりを行います。利用にあたっては、事前登録及び医療機関の診療情報提供書(有料)が必要です。下記保育施設に直接お問い合わせいただき、お申し込みください。

(ホームページ ttp://kids.planet.bindcloud.jp/)

●わかば保育園 TELO285-39-6305●むつみこども園 TELO285-32-6733●薬師寺幼稚園 TELO285-48-0132



★病児保育(市内にお住まいの乳幼児から小学生以下の児童が対象です。)

当面の症状の急変が認められないが病気の回復期には至らないことから集団保育が困難であり、かつ保護者の就労等により自宅等での保育をすることが困難なお子さんをお預かりします。利用にあたっては下記の保育施設に直接お問い合わせください。

※医療機関の診療情報提供書(有料)が必要です。

連絡先 ●愛泉幼稚園 病児保育棟

Tel 0 2 8 5 - 4 4 - 7 7 8 3

●済生会宇都宮病院保育施設 おはなほいくえん 16028-678-9600

(ホームページ http://u-nadeshiko.org/ohana/)

●新小山市民病院 病児保育室 ひまわり

Tel 0 2 8 5 - 2 8 - 3 3 8 5

★体調不良児保育(保育園等に入園している児童が対象です)

保育中、発熱など体調不良になったときに保護者の方が迎えに来られるまで預かります。

★休日保育

日曜日や祝祭日に就労などの理由により家庭での保育が出来ない方のために、児童の預かりを 行います。利用にあたっては、園ごとに利用条件が異なりますので、事前に下記の保育施設に 直接お問い合わせいただき、お申し込みください。

連絡先 ●薬師寺幼稚園 TELO285-48-0132

★利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を 円滑に利用できるようサポートする事業です。利用者支援員がこども福祉課窓口で相談に応 じます。子育て支援センターや検診会場などに訪問することもあります。 お気軽にご相談ください。



